

平成 27 年 10 月

「特定個人情報等の取扱いに関するモデル契約書」の作成について

一般社団法人 情報サービス産業協会  
知財・法務委員会

## 1. 目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」又は「番号法」という。)の施行に伴い、情報サービス事業者は、個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報等」という。)に係る業務を多数受託することが考えられる。このため、一般社団法人情報サービス産業協会 知財・法務委員会(以下「本委員会」という。)では、情報サービス事業者が法及び特定個人情報保護委員会が定めた「[特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン\(事業者編\)](#)」(以下「事業者向けガイドライン」という。)<sup>1</sup>に従って、特定個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ受託業務を遂行するとともに、ユーザ企業等との契約において適切かつ明確な役割分担を合意することが必要であるとの認識に立ち、「[特定個人情報等の取扱いに関するモデル契約書](#)」(以下「本モデル契約書」という。)を作成した。

本モデル契約書は、平成 19 年 5 月に当協会が公表した「個人情報保護モデル契約と解説」(平成 19 年 5 月)に収録された「個人情報の取扱いに関する契約書」(以下「個人情報モデル契約」という。)を土台として、法及び事業者向けガイドラインを踏まえ、特定個人情報等の取扱いにおいて特別に留意しなければならない条件を勘案したものである。

## 2. 本モデル契約書が想定するサービス類型

(1) 本モデル契約書は、主として、個人情報取扱事業者に相当する情報サービス事業者が個人番号関係事務(法 2 条 11 項)の委託を受け、自ら個人番号関係事務実施者(法 2 条 13 項)である場合を想定している。具体的には、次のような場合である。

- ① ユーザ企業が従業員等から個人番号の提供を受けて、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書、健康保険・厚生年金保険被保険

---

<sup>1</sup> 事業者向けガイドラインには、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」及び「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関する Q&A(<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/faq/>)(以下「本 QA」という。)による補足説明も含むものとする。

者資格取得届等の書類に記載して、税務署長等、市町村長、日本年金機構等に提出する事務に係る情報システムの開発・運用・保守の業務の全部又は一部を受託している場合

- ② ユーザ企業である金融機関がその顧客から個人番号の提供を受けて、これを配当等の支払調書に記載して税務署長に提出する事務に係る情報システムの開発・運用・保守の業務の全部又は一部を受託している場合
- ③ 健康保険組合等が個人番号を利用して個人情報を検索、管理する事務に係る情報システムの開発・運用・保守の業務の全部又は一部を受託している場合
- ④ 上記①～③などの業務に関して、情報サービス事業者のデータセンターに係る情報システムの運用等のサービスを提供している場合(注1)
- ⑤ 上記①～④などの業務に関して、情報サービス事業者が情報システムを構成する機器・ソフトウェアについて、修理交換等のサービスを提供している場合(注2)

(注1) 本 QA3-12 によれば、クラウドサービスを提供する事業者が当該契約内容を履行するに当たって個人番号をその内容に含む電子データを取り扱うのかどうかを基準として、個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合には、番号法上の委託には該当しないと回答している。「個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合とは、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等」が考えられるとされている。

(注2) 本 QA3-14 によれば、保守サービスを提供する事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱う場合には、「個人番号関係事務又は個人番号利用事務の一部の委託に該当」するとされている。なお、ここでは、「単純なハードウェア・ソフトウェア保守サービスのみを行う場合で、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合」に該当しない場合を想定している。

- (2) 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等の個人番号利用事務実施者(法 2 条 12 項)から個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けて、個人番号利用事務実施者である場合には、委託者である個人番号利用事務実施者が専用様式を提示してくるものと考えられるため、本モデル契約書を用いるケースは少ないと考えられるものの、本モデル契約書に照らして、契約条

件の過不足等を確認することが望ましい。

- (3) 本モデル契約書は、個人番号の取得事務の受託を典型例として想定したものではないが、個人番号の取得事務における特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本的考え方を検討するために本モデル契約書を参考にすることもできる。もっとも、情報サービス事業者が個人番号の取得事務を受託する場合には、個人番号の取得方法（郵送その他）、本人に対して通知すべき利用目的の内容、利用目的の通知手段、本人確認の方法、取得した個人番号の確認方法、個人番号の提供を拒否する者への対応その他、委託者と取り決めるべき事項が多岐にわたる。これらは、取得事務委託契約の内容そのものであり、取得事務の実施態様等によってケースバイケースであるため、取得事務委託契約の本体又はその業務仕様において詳細な規定を置く必要がある。
- (4) 電子計算機で検索可能な場合に限定せず、紙媒体で特定個人情報等の取扱いを受託する場合についても対象とする。

### 3. 本モデル契約書の構成等

#### (1) 当事者

上記 2 で述べたサービス類型の業務委託契約(以下「原契約」という。)が締結されている委託者(ユーザ)(甲)及び受託者(ベンダ)(乙)の二者間契約を想定している。

#### (2) 主な条項

本モデル契約書のベースとする個人情報モデル契約において、「個人データ等」と規定していた文言を「特定個人情報等」に変更するなどの用語の変更の他、事業者向けガイドライン第 4-2-(1)委託の取扱いを踏まえて、所要の変更を行った。

従前の個人情報モデル契約では、受託者(ベンダ)の裁量による再委託を可能としていたが、特定個人情報等については、再委託に際して、最初の委託者の許諾が必須となる(法 10 条)。このように、従前の個人情報モデル契約と基本的な考え方を変更した箇所は、下表のとおりである。

| 本モデル契約書の条項      | 従前の個人情報モデル契約との相違点                          |
|-----------------|--|
| 前文              | 特定個人情報等の取扱い条件に関する合意であることを明記した。             |
| 第 1 条(本契約の適用範囲) | 特定個人情報等を取り扱う個人番号利用事務及び個人番号関係事務を対象とすることとした。 |
| 第 2 条(定義)       | 個人番号、特定個人情報など番号法に基づく定                      |

|                       |   |
|-----------------------|---|
|                       | 義等を置いた。   |
| 第 3 条(特定個人情報等の取扱いの委託) | <p><b>【2 項】</b><br/>甲が特定個人情報等の取扱いを委託する権限を適法に有していることの保証規定を置き、甲に権限がない場合には、乙が原契約を解除できることとした。</p> <p><b>【3 項】</b><br/>特定個人情報等の取扱いを委託する際に、甲が乙に通知すべき事項を明記した。</p> <p><b>【4 項】</b><br/>本人確認(法 16 条)については甲の責務とした。</p> <p><b>【6 項】</b><br/>特定個人情報等の取扱い場所を規定し、当該場所からの持出しを禁止した。</p> |
| 第 4 条(秘密保持)           | <p><b>【1 項】</b><br/>秘密保持、複製禁止、目的外利用の禁止、従業者等の監督を課すことその他、収集等の制限(法 20 条)・特定個人情報ファイルの作成の制限(法 28 条)に関する規定を置いた。</p> <p><b>【3 項】</b><br/>個人情報保護モデル契約にあった従業者等の退職時の規定を削除した。</p>  |
| 第 5 条(安全管理措置)         | 特定個人情報等の漏えい等の防止のために合理的と認められる安全管理措置を講じることとした。  |
| 第 6 条(管理、監督、教育)       | <p><b>【タイトル】</b><br/>教育を追記した。</p> <p><b>【2 項】</b><br/>従業者等の限定は従前とおりであるが、教育を明記した。</p>  |
| 第 7 条(委託の取扱い)         | 第 6 条 3 項から独立した条項とした。<br>再委託(法 10 条)・委託先の監督(法 11 条)に照らして最初の委託者の許諾なしに再委託ができないようにするとともに委託先監督に関する規定を置いた。   |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 第 8 条(本人に対する責任等)    | 用語変更のみ  |
| 第 9 条(報告、監査)        | タイトルにも報告を追記し、報告対象として、契約内容の遵守状況を加えた。                                   |
| 第 10 条(改善の指示)       | 用語変更のみ  |
| 第 11 条(事故発生時の対応)    | 用語変更のみ  |
| 第 12 条(損害賠償)        | 用語変更のみ  |
| 第 13 条(免責)          | 用語変更のみ  |
| 第 14 条(有効期間)        | 【1 項】<br>変更なし<br>【2 項】<br>期間満了後にも有効に存続する条項を追記した。                      |
| 第 15 条(特定個人情報等の返還等) | 【2 項】<br>原契約終了後に特定個人情報等の削除・廃棄の証明書の提示義務を明記するため、第 2 項を追加した。             |
| 第 16 条(原契約との関係)     | 原契約の他、本契約締結以前に締結された個人情報の取扱いに関する契約がある場合にはそれとの関係を明示。タイトルも「原契約等との関係」とした。 |
| 第 17 条(合意管轄)        | 用語変更のみ  |
| 第 18 条(協議)          | 変更なし  |

#### 4. 備考

番号法及び事業者向けガイドラインは、今後改正されることも考えられるため、最新版に沿って適宜の修正をして利用していただきたい。

#### 5. ワンポイント解説

本モデル契約書の条項単位での[ワンポイント解説](#)を当協会の WEB メンバー(JISA 法人会員専用)コンテンツとして提供する。

以上